

市内の空き家活用をご検討されている方へ

空き家のリフォーム費用の

一部を補助します



空き家リフォーム補助金のご案内

三田市内の空き家の有効活用及び地域の活性化を図るため、空き家のリフォーム費用の一部を補助します。若年・子育て世帯居住型、UJターン居住型、地域交流拠点型の3タイプがあります。

I. 補助要件

- (1) リフォーム完了から10年以上当該空き家を住宅等として活用すること
- (2) 市区町村民税を滞納していないこと
- (3) 暴力団員又は暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用でないと認められること
※事業のタイプにより要件が異なります。詳しくは市ホームページまたは都市デザイン課までお問合せください。
- (4) リフォーム工事後の写真等を公表すること

II. 補助対象となる空き家

- (1) 市街化区域に存する住宅であること
※市街化調整区域の場合は、兵庫県空き家活用支援事業の補助金制度がご利用いただけます。
- (2) 空き家である期間が6箇月以上経過していること
※添付書類(例)
 - ・不動産業者の販売チラシ(空き家の期間が分かるもの)
 - ・前所有者の世帯全員の住民票
 - ・前所有者が空き家期間を証明する書類(自由書式)
- (3) 築20年以上経過した住宅であること
- (4) 炊事用流し、トイレ等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、リフォームや修繕等が必要であること
※添付書類(例)
 - ・設備に貼り付けられたメーカーのシール(メーカー名、品番を確認できるもの)
 - ・製造終了年度が分かる書類
- (5) 一定の耐震性能を確保すること

III. 申請受付期間

令和8年4月13日(月)から令和8年11月30日(月)まで
※申請額が予算に達し次第、受付を終了いたします。

IV. 補助金交付までの流れ

- 1 補助金交付申請
※申請受付期間に申請してください。
※建築確認申請を要する場合(大規模修繕等)、確認申請提出後の受付になります。
- 2 審査(現地調査)・交付決定通知
※審査に1ヶ月ほどの時間を要します。
- 3 事業の着手(工事契約含む)
※交付決定通知日以後に工事契約・リフォームを行ってください。**交付決定前に事業に着手した場合、補助金を受けることはできませんのでご注意ください。また、対象住宅へは工事着工後に居住してください。**
- 4 事業の実績報告
※リフォーム完了後30日以内または2月末日のいずれか早い日までに提出してください。
- 5 審査(現地調査)・交付確定通知
- 6 補助金の請求
- 7 補助金の交付



◆お問い合わせ◆

三田市 都市デザイン課 (三田市役所 本庁舎5階)

開庁日:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

T E L : 079-559-5128

若年・子育て世帯居住型 UJIターン居住型

住宅金融支援機構【フラット 35】の金利優遇を受けられる場合があります。



■補助要件

【若年・子育て世帯居住型】※①・②を全て満たす必要があります。

① 若年世帯または子育て世帯

若年世帯:夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯

子育て世帯:18歳以下の子または妊娠している者が属する世帯

注:子供が18歳の場合、最初の3月31日までに申請する必要があります。(高校卒業まで)

② 「市外から転入」、「世帯分離により市内から転居」または「市内の賃貸住宅または自己所有でない住宅から転居」して、対象空き家を購入して居住する世帯

【UJIターン居住型】※①・②を全て満たす必要があります。

① 40歳未満の独身の者

② 「県外から転入」または「市内の賃貸住宅等に県外から転入後2年未満」で、対象空き家を購入して居住する者

※その他にも要件があります。詳しくは市ホームページまたは都市政策課までお問合せください。

■対象経費

空き家を住宅として活用するためのリフォームに必要な費用

(対象工事費用の合計が100万円以上のものに限る)

※対象とならない工事もあります。事前にご相談ください。

■補助率

対象経費に1/2を乗じて得た額
(上限:100万円【戸建住宅】
65万円【共同住宅】)

地域交流拠点型

■補助要件

① 以下に該当する地域団体であること

A:区・自治会・まちづくり協議会

B:地域を基盤として活動する団体(地域活性化に貢献すると認められるもの)

※その他にも要件があります。詳しくは市ホームページまたは都市政策課までお問合せください。

■対象経費

空き家を地域交流拠点として活用するためのリフォームに必要な費用

(対象工事費用の合計が100万円以上のものに限る)

※対象とならない工事もあります。事前にご相談ください。

■補助率

対象経費に1/2を乗じて得た額
(上限:200万円【戸建住宅】
130万円【共同住宅】)

補助件数は、市の予算範囲内です。
受付が終了した場合、市ホームページでお知らせします。

